

鳥取市求職者 教育訓練助成金



● 鳥取市求職者教育訓練助成金とは…

雇用保険の教育訓練給付を受給することができない市内在住の求職者の方が、厚生労働大臣の指定講座を受講したとき、その費用の一部を助成する制度です。

● 対象となる教育訓練は…

「情報」「事務」「社会福祉」などさまざまな分野の指定講座があります。

検索 中央職業能力開発協会の「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」

→ http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku



● 支給対象者は…

助成金の交付を申請する時点で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 鳥取市に住所を有し、就職していない満65才未満の方
- 公共職業安定所で求職手続きを行っている方
- 大学院、大学、短大、高専、専修学校等の学生でない方
- 支給要件期間を満たさないため、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の支給を受けることができない方(支給要件期間以外の理由で支給が受けられない場合は該当しません。)
- 対象教育訓練を修了し、修了証又は単位認定証を授与された方
- 過去にこの助成金の交付を受けたことがない方

※対象教育訓練を修了後、20日以内(平成23年3月31日まで)の申請が必要です

● 助成金の額は…

受講料の2分の1(上限5万円)を助成します。

※予算の範囲内での助成です



申請等の手続きは… (申請にあたっては、添付書類等の確認のため事前にご相談ください。)

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市経済観光部経済戦略課雇用創造推進室

電話 (0857) 20-3134 ファックス (0857) 20-3046

Eメール koyousouzou@city.tottori.lg.jp

URL <http://www.city.tottori.lg.jp/>